

平成17年(2005)9月10日(土曜日)

(日刊)



岩手日日新聞社

郵便番号 021-8686
一関市南新町60

電話
編集局 0191(26)4204
広告局 0191(26)5111
販売事業局 0191(26)5112
総務局 0191(26)5114

東京支社 03(3573)1335
東仙台支社 022(267)2253
水沢支社 0197(23)2111
花巻支社 0197(65)3447
盛岡支社 0198(24)9055
平野支社 019(654)7730
千厩支局 0191(46)5104
江刺支局 0191(53)2233
0197(35)2818

© 岩手日日新聞社 2005

和解議案を可決 市、業者の提言受け入れ

理消し尿取り運搬し

一関
市議会

市議会

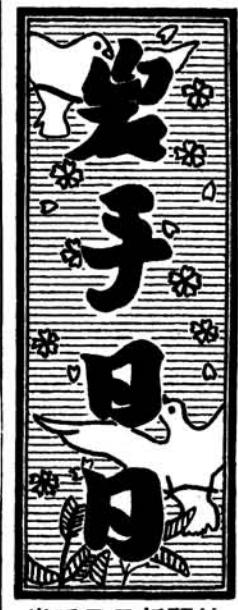
一関市議会九月定例会
は九日、し尿收集運搬業者と市との許可取り消しに絡む和解議案を原案通り可決した。市側は、審査要件を欠いた不当な許可処分であったことを全般的に認め、業者側に損害賠償額四百五万円を支払うことで正式に和解を

結ぶ。

和解する同市滝沢の有限公司きくかわは、市に對してマ・し尿処理の依頼から三日以内に処理する△接客マナーの向上に努めることによる抗議デモの後、法令解釈に誤りがあった許可だつたとして、市が同社の参入許可を取り消した。市はこの件で四月に担当職員を訓告処分

入市は同二割を減額する条例改正を提案し、可決された。三役の減額分は総額七十一万二千三百円。

にするとともに、同社と和解に向け話し合いを進めてきた。



一関市公報

和解の成立について

一般廃棄物(し尿)収集運搬業の許可及び取消しに関する和解についてお知らせいたします。

本件については、昨年十月一日に有限会社きくかわ(以下「同社」といふ。)に許可をしたものですが、その許可処分が、法令解釈に誤りがあったと判断し、同月二十一日に取消しを行つたものであります。

同社には、何ら非ではなく、取消処分により不信と損害を与えたことに對してお詫びし、和解を申し入れしておりましたが、この度同社のご理解をいただき、和解が成立いたしました。

行政をあざかる市として、かかる事態を招いたことに対しまして、同社及び市民の皆様に深くお詫びを申し上げるとともに、以下に報告申し上げます。

和解の概要については、一般廃棄物(し尿)収集運搬業の許可が法令解釈に誤りがあった許可処分であったことを市が認め、許可により取消しに至るまでに与えた損害の実費分を賠償することや、一般廃棄物(し尿)収集運搬業の許可の取消しについて、その取消しや無効等を求める一切の権利を同社が放棄すること、などであります。

市といたしましては、今後、この和解条項の遵守はもちろんのこと、再発の防止のため、研修等により職員の資質の向上に努めるとともに、よりよいサービスの提供のため、一般廃棄物(し尿)の処理に万全を期してまいります。

また、和解に伴い、同社から、し尿の定期巡回収集や汲取依頼から収集までの時間短縮、依頼者への十分な説明及びマナーの向上に努め、市民サービスの向上を図るため、行政指導の強化等について提言を受けたところであります。自ら、よりよいサービスにより市民のお役に立ちたいとの意志を持つおられた同社の理念を、市は現在においても高く評価するものであり、これら提言を真摯に受け止め、同社の意志を尊重しながら廃棄物処理事業にご協力いただき、環境衛生事業の総括的な責任を果たしてまいります。

市民の皆様のご理解とご協力を願いいたします。

平成十七年九月十一日

一関市長 浅井 東兵衛